

掲示期間 4.1-4.10

新潟市告示第262号

新潟市海辺の森使用料徴収事務の委託について

新潟市海辺の森使用料徴収事務委託について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、平成28年4月1日付けで公益財団法人新潟市開発公社に委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成28年4月1日

新潟市長 篠田 昭